

玉名市外出支援サービス事業業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

令和5年12月

玉名市

## 1 趣旨

この要領は、玉名市外出支援サービス事業（道路運送法による事業者協力型自家用有償旅客運送）の運行管理及び車両整備管理等一連の業務を委託するに当たり最適な者（以下、「契約候補者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

## 2 業務名

玉名市外出支援サービス事業業務

## 3 業務の目的・内容

「玉名市外出支援サービス事業業務委託仕様書」のとおり。

## 4 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで（運行開始は令和6年4月1日から）

## 5 委託料の単価予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）

- (1) セダン型車両（市が所有する車両を用いての運行） 1回当たり 2,000 円
- (2) 福祉車両（契約候補者が所有する車いす車等を用いての運行） 1回当たり 2,500 円

## 6 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (3) 国税及び地方税の滞納がない者であること。
- (4) 玉名市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）及び玉名市公共工事請負契約等に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年告示第25号）に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団密接関係者の規定に該当しない者であること。
- (5) 参加表明書等の提出時において一般旅客自動車運送事業のうちいずれかの種別の許可を有していること。
- (6) 本業務で使用する福祉車両（車いす車等）を有している者、または運行開始までに車両を準備することができる者であること。

## 7 実施スケジュール

公募から契約候補者の選定までのスケジュールは以下のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の公開	令和5年12月26日(火)
質問書の提出期限	令和6年1月9日(火) 正午必着
質問に対する回答(本市ホームページに掲載)	令和6年1月12日(金)
参加表明書等の提出	令和6年1月16日(火) 午後5時必着
参加資格審査結果通知(第1次審査)	令和6年1月19日(金)
プレゼンテーション(第2次審査)	令和6年1月30日(火)
審査結果の通知	令和6年2月2日(金)
運行開始	令和6年4月1日(月)

## 8 質問の受付

本プロポーザルについて質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

- (1) 提出書類 質問書(様式1)
- (2) 提出期限 令和6年1月9日(火) 正午必着
- (3) 提出方法 ファックス又は電子メールによること。なお、送信後は必ず受信の確認を行うこと。
- (4) 提出場所 玉名市 健康福祉部 高齢介護課
- (5) 回答方法 質問及び回答は、令和6年1月12日(金)に本市ホームページに掲載する。

## 9 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限 令和6年1月16日(火) 午後5時必着
- (2) 提出場所 玉名市 健康福祉部 高齢介護課
- (3) 提出方法 窓口持参又は郵送(簡易書留に限る。)
- (4) 提出書類

様式	提出書類	内容、留意事項等	部数
様式2	参加表明書	様式に従い記載する。	1部
様式3	企画提案書	様式に従い記載する。	6部
様式4	提案事業者の概要	様式に従い記載する。	6部
様式5	外出支援サービス 事業業務提案書	様式に従い記載する。	6部
—	一般旅客自動車運 送事業の許可書	許可を有する種別に係るものを提出する。	1部

—	登記簿謄本又は登記事項証明書	3か月以内に発行されたもの (法人格を有する者のみ)	1部
—	納税証明書	国税、県税及び市町村税に係る最新の もので、3か月以内に発行されたもの	1部

(5) 提出書類作成要領

- ① 提案書は、別添配布資料の書式の表示項目・必要事項を満たしていれば、提案書を作成するソフトウェアや書体、文字サイズ等は問わない。
- ② 提案書の大きさは、A4縦で作成し、添付資料がある場合も同様とする。
- ③ 様式内に文書を補完するためのイラスト、イメージ図等を使用してもよい。

10 プレゼンテーションの実施

- (1) 日時 令和6年1月30日(火) (詳細は別途通知する。)
- (2) 場所 玉名市役所 本庁舎
- (3) 出席人数 3人以内とする。
- (4) 提案内容の説明
  - ① プレゼンテーションは、企画提案書の内容に沿って行うこと。
  - ② 説明時間は15分とする。
  - ③ 質疑応答を30分とする。
  - ④ 「9 参加表明書等の提出」により提出した企画提案書を基に説明を行うこと。
  - ⑤ プレゼンテーションに当たり必要な機材等は、参加事業者で用意すること。ただし、スクリーンは市で貸し出しが可能であり、これを使用する場合は事前に申し出ること。

(5) 参加辞退

参加申し込みを行った後に辞退する際は、参加辞退届(様式6)を郵送又は持参により提出すること。

11 契約候補者の選定方法

(1) 審査

審査は、本市が設置する選定委員会において、別紙「審査基準」に基づいて行う。審査の結果、最高点を獲得した事業者を本業務の契約候補者とする。なお、参加申込者が1者であった場合でも審査を行い、審査委員の評価点の平均が35点以上であればプロポーザル実施要領等の内容を満たすと判断し、その提案者を契約候補者として決定する。また、契約候補者に契約を締結することができない何らかの事由が生じた場合は、次順位及びそれ以降の順位者を繰り上げ、新たな契約候補者とする。

## (2) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザルに参加した全ての者に文書で通知する。なお、審査結果についての意義申し立ては一切認めない。

## 12 契約締結

11において契約候補者に決定した事業者は、企画提案書をもとに契約締結のための仕様書確認等の協議を行ったうえで、契約書を作成し、契約の締結を行う。

なお、契約締結にあたっては、玉名市財務規則等に基づくものとする。

## 13 失格条件

参加者が、次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案の内容に虚偽がある場合
- (2) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (3) 他の参加者に対して不正な行為をしたと認められる場合
- (4) 定められた以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた場合
- (5) その他、本要領の事項に違反したと認められる場合

## 14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は全て参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出書類の提出後の修正、変更及び追加は一切認めない。
- (4) 審査内容及び審査結果についての意義申し立ては認めない。
- (5) 市は、提案書等を本事業の選定以外に無断で使用しないものとする。

## 15 問い合わせ

玉名市 健康福祉部 高齢介護課 高齢者支援係

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎 163 番地

TEL: 0968-75-1339 FAX :0968-73-2362

E-mail:korei@city.tamana.lg.jp

## 玉名市外出支援サービス事業業務委託公募型プロポーザル審査基準

審査項目		審査基準
1 事業実績	事業実績	本業務と同種・類似業務の実績はどうか。
2 使用車両に関する提案	① 福祉車両の保有状況	現利用者が安心して利用できる車両が保有されているか。また、本業務で使用することが可能か。
	② 業務で使用するセダン型車両の保管・管理	セダン型車両の保管管理体制はどうか（保管場所・管理等）
3 業務内容に関する提案	① 外出支援サービスに対する考え方	本業務が、一般の交通機関を利用することが困難な高齢者等の移動支援サービスであることを十分に理解しているか。
	② 業務従事者の体制	本業務を安定的に遂行できる人員が確保されているか。
	③ 車両の点検及び整備管理	車両の点検及び整備管理の体制が整っているか。
	④ 事故発生時の対応	事故発生時の連絡体制は明確であるか。また、対応マニュアルが整備されているか。
	⑤ トラブル発生時の対応	トラブル発生時に速やかに対応できる体制が整っているか。
	⑥ 従業員の教育・研修について	十分に教育・研修が行われているか。
4 価格に関する提案	1回当たりの単価	市が示した単価予定価格をどの程度下回っているか。
合計		50点